

令和8年度 保育関係予算案の概要

(令和8年度予算案・令和7年度補正予算)

(前年度予算額)

2兆5,731億円 + 1,395億円

(2兆4,512億円)

《保育関係予算案の主な内容》※点線内は令和7年度補正予算において計上

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

1 「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進

(「こども未来戦略」に基づく対応含む)

(1) 子どものための教育・保育給付等

「保育政策の新たな方向性」に基づき、公定価格の改善を図る。

○ 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- ◇ 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- ◇ 過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算（仮称））の創設
- ◇ 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- ◇ 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和9年度末まで）
- ◇ 学級編成調整加配の見直し
- ◇ 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- ◇ 施設機能強化推進費加算の充実

○ 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- ◇ 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- ◇ 障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設）

○ 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

- ◇ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（令和7年人事院勧告+5.3%）
- ◇ 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- ◇ 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し
- ◇ 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
- ◇ 保育ICT推進加算（仮称）の創設

○ 保育所等における運営継続支援（公定価格における運営継続支援臨時加算（仮称）の創設など）＜補正予算＞

昨今の物価高騰などを受け、食材料費をはじめ様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、安定的な保育所等の運営を継続して提供できるよう支援を行う（令和7年度限り）。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

（2）こども誰でも通園制度の全国展開

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施するため、こども誰でも通園制度の公定価格（こども一人1時間当たり単価）を設定する（基本分単価に加え、特定の要件を満たす場合の加算を行うことで支援の充実を図る。）

【基本分単価】

0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円（※令和7年度単価 0歳児：1,300円、1歳児：1,100円、2歳児：900円）

【加算】

障害児加算、医療的ケア児加算、要支援児加算について充実を図るとともに、初回対応や家庭支援に係る加算について新設。

- 併せて、子育て支援員研修に新たなコースを設け、こども誰でも通園事業所に従事する子育て支援員の養成を図る。

（3）保育提供体制の確保

○ 受け皿整備＜一部補正予算＞

①待機児童対策のための整備費、②過疎地域における保育機能確保のための統廃合・多機能化に係る整備費や、③こども誰でも通園制度を実施するための整備費について国庫補助率を嵩上げする（1/2→2/3）。

※ 上記②の整備費について、認定こども園を整備する場合「保育所部分」に加えて「教育部分」も補助率嵩上げを新たに適用する。

○ 人口減少地域における保育機能確保・強化、地域分析＜補正予算＞

人口減少地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として様々な取組や多機能化を図るためのモデルを構築する。また、都道府県・市町村において、将来的な保育ニーズや保育資源等を踏まえた地域分析のモデルを構築する。

（4）保育の質の確保・向上、安全性の確保

○ 保育士等のミドルリーダーによる地域の保育の質の向上

保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業を創設し、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施や支援を行うことができるミドルリーダーの育成、園・保育士同士が学び合う取組を推進し、各園及び地域全体の保育の質向上を図る。

○ 保育所等における虐待防止対策

児童福祉法の改正により、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みが創設されることを踏まえ、都道府県等における虐待防止に係る専門人材の活用や、実務者会議の設置・開催、自治体職員の虐待対応の強化を図るための研修の実施などを支援する。

○ 保育所等におけるこどもの安全対策の推進＜一部補正予算＞

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）、こどもの見守りに必要な機器（AIカメラ等）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。また、こども誰でも通園事業所等を補助対象に追加する。

こども性暴力防止法の対象となる居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者について、性被害防止のための設備支援の対象に追加する。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

（５）保育人材の確保

- 児童福祉法の改正により法定化された保育士・保育所支援センターについて、地域の実情に応じた支援目標やKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価すること等により支援の充実を図り、センターを基軸とした地域の保育人材の確保に総合的に取り組む。
 - ※ 保育士・保育所支援センターで基本的に行う事業や取組強化として行う事業に応じ、階層的な基準額を設定。
 - ※ 保育士・保育所支援センターにおけるKPIの達成状況に応じた基準額の引き上げの仕組みを導入。
 - ※ 保育士・保育所支援センターと連携する市町村に対しても、事業の実施状況に応じた加算を創設。
- 児童福祉法の改正により一般制度化された地域限定保育士の資格取得等を促進するため、地域限定保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習・研修や試験の広報などの自治体の取組を支援する。

（６）保育DXの推進等

① 保育DXの推進＜補正予算＞

- 保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「保育業務施設管理プラットフォーム」及び保活ワストップに向けた「保活情報連携基盤」の機能改修整備』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』、『iv 市町村の「子ども・子育て支援システム」と「保育業務施設管理プラットフォーム」の連携のための改修支援』などを行う。
 - ※ 上記iについて、過去にICT導入支援（「登降園管理」機能の導入支援を除く）を受けた施設において、「保育業務施設管理プラットフォーム」を導入する場合は、「登降園管理」機能の導入に係る追加支援を行う。
 - ※ 上記iiiについて、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」と連携して導入効果の最大化を図る取組などを優先採択する。

② 保育所等の「見える化」の推進＜補正予算＞

- 子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表を行う「ここdeサーチ」について、施設種別に「こども誰でも通園制度」等を追加、見える化の登録機能等の改善、保育業務施設管理プラットフォーム等との連携改善、認可外保育施設等の登録権限の対象者拡大及び第三者評価等の結果公表の改善のためのシステム改修を行う。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

2 多様な保育の充実

(1) 病児保育事業＜一部補正予算＞

- 病児保育事業について、市町村間の広域連携を推進するため、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを導入している病児保育施設を支援するとともに、都道府県主導で広域連携に取り組むため、都道府県のICT化のためのシステム整備の取組を新たに補助対象に追加する。また、管内施設の70%以上の病児保育施設で他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備する都道府県に対して、国庫補助率を嵩上げする（1/2→2/3）。

(2) 延長保育事業

- 延長保育事業について、障害児の受入推進のため障害児を受け入れた場合の障害児保育加算を創設し、保育所等におけるインクルージョンを推進する。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、子ども・子育て支援の提供体制の充実を支援する。
- 企業主導型保育事業については、次の拡充等を行う。

【主な拡充内容】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
人事院勧告を踏まえた処遇改善、職員の配置の充実（1歳児）、保育補助者雇上強化加算・預かりサービス加算等の改正
- ◇ 近年の社会的ニーズ・足元の物価高の影響を踏まえた対応
保育体制強化加算の創設、運営継続支援臨時措置の実施
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業については、適切な執行管理の継続や持続可能な制度運用の在り方の検討を進めつつ、人件費増や足元の物価高等によるベビーシッター利用料金の値上がりを踏まえた対応を実施する。

(4) 認可外保育施設等の利用者の負担軽減（子育てのための施設等利用給付）

- 令和元年10月の制度創設以来初めて、認可外保育施設等の利用料に係る給付上限額について、制度導入以降の物価・賃金動向等を踏まえ、概ね1割程度引き上げ、利用者負担を軽減し、こどもの育ちを支援する。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

（５）認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- 指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。また、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、一定の安全性等が確保されていると認められている場合に改修補助の対象とし、さらなる質の向上を図る取組をモデル的に実施する。
- 安全で質の高いベビーシッターの利用促進 <補正予算>
認可外の居宅訪問型保育（ベビーシッター）の安全な利用方法等について、保護者等の理解を深めることにより安全意識の醸成を図るとともに、保護者が認可外保育施設指導監督基準を遵守するベビーシッターを安全に利用できるよう促進する。また、ベビーシッターの地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行う。

3 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の取りまとめコメントを踏まえた対応【一部再掲】

- 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）における有識者の取りまとめコメントを踏まえ、保育関係予算について以下の見直しを行う。
- ① 保育士・保育所支援センターの推進
 - 児童福祉法の改正により法定化された保育士・保育所支援センターについて、地域の実情に応じた支援目標やKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価すること等により支援の充実を図り、センターを基軸とした地域の保育人材の確保に総合的に取り組む（再掲）。
- ② 地域限定保育士の活用促進
 - 児童福祉法の改正により一般制度化された地域限定保育士の資格取得等を促進するため、地域限定保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習・研修や試験の広報などの自治体の取組を支援する（再掲）。
- ③ 都市部に集中している執行状況の見直しによる合理化／保育人材の確保等を行うための事業の重点化
 - 「保育士宿舍借り上げ支援事業」「保育体制強化事業」「保育補助者雇上強化事業」「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」について、小規模自治体に配慮しつつ、（ア）特別区及び財政力指数が1.0を超える地方自治体であって、（イ）当該事業に係る国庫補助額が1億円を超える地方自治体への補助割合の見直しを行う。また、「一時預かり事業」について、地方自治体ごとの乳幼児人口に応じた国庫負担の見直しを行う。これらの見直しと併せ、上記2③に掲げる事業等への重点化を図る。
※「保育補助者雇上強化事業」（平成28年度創設）については、創設時から保育士の業務負担の軽減等を図るため通常より高い補助割合（1/2→3/4）を設定していたところ、補助割合を2/3に見直すとともに、上記（ア）（イ）に該当する地方自治体は補助割合を1/2に見直す。

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

- 6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
 - ・ 今般の「改正児童福祉法」により法定化された保育士・保育所支援センターの機能や、地域限定保育士の活用促進策について具体の検討をすべきである。
 - ・ （前略）都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）より効果的な人材確保策を検討すべきである。